

青森県総合計画審議会政策点検等運営方針の 一部改正について（案）

1 改正内容

次期青森県基本計画（以下「次期計画」という。）の策定に係る調査審議に当たり、必要な改正を行う。

（1）題名の改正

題名を「青森県総合計画審議会運営方針」に改める。

（2）次期計画の策定に係る調査審議

次期計画策定に係る調査審議は、審議会内に設置している4部会がそれぞれ各分野に対応して行うこととし、所要の改正を行う。

2 適用日

平成25年1月25日